

現 状

安全確保策の状況

○他の救難機関(警察、自衛隊等)との協力体制、役割分担等について明確にしているか。

現状	協力体制、役割分担について明確にしている団体は少ないが、多くの団体が、出動時に連絡を取り合い、良好な連携を図ろうとしている。
事例	関係機関との間で担当者会議を定期的に行っている。 同一事案の場合は、搜索区域、搜索時間等の調整を図っている。
課題等	関係機関と明確な役割分担をしている団体は少数ではある。 ⇒ 通常の災害時はもとより、大規模災害時に航空運用調整班が設置された場合などは、「顔の見える関係」が重要であることから、そうした関係を構築できる環境を構築し、合わせて役割分担等についても検討する必要がある。

応援協定について(航空関係)

○都道府県警との協定や覚書について締結しているか。

現状	協定を締結している団体は54団体中11団体(約20%)にとどまっているが、多くの団体で、県警と連絡体制を構築し連携した活動を行うとともに、運航不能期間を調整している。
----	---

(再徹底状況調査及びヒアリング結果より抜粋)

課 題

- 多くの団体で出動時の連絡を取り合うなどしているが、都市部を中心に連携が図れていない団体がある
- 協力体制、役割分担を明確にしている団体が少なく、災害時の連携が十分に行えない可能性がある
- 協定を締結している団体は54団体※中11団体にとどまっております、協力体制などの継続性に課題がある

※兵庫県・神戸市は共同運航につき1団体と計上

対応策(案)

- 情報交換や役割分担など、連携要領の推進及び明確化
- 協定・覚書等の締結、協定内容の修正を行い、継続的な関係を構築する

副次的効果

- 耐空検査・時間点検の日程調整
- 活動要領の共通化 など

検討課題

- 課題の分析
- 連携強化の方策
- 協定締結促進の方策



	千葉県	京都府	福岡県		神奈川県	
政令市	千葉市	京都市	北九州市	福岡市	横浜市	川崎市
政令市協定 市県協定	四都市	五都市	山口県 福岡市	北九州市	四都市	
府県協定	なし	なし	なし		なし	

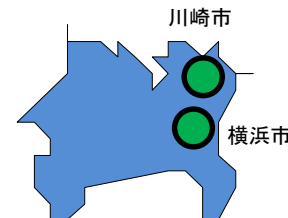
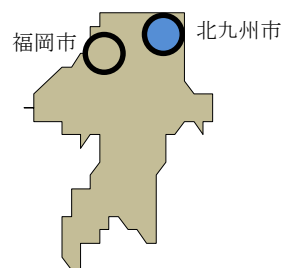
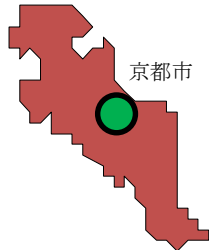
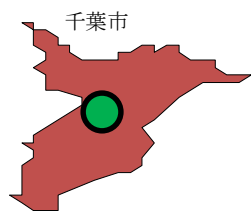
※五都市協定：京都市、大阪市、神戸市、名古屋市、（堺市）

※四都市協定：東京消防庁、横浜市、川崎市、千葉市

政令市を除く府県域の応援機体状況

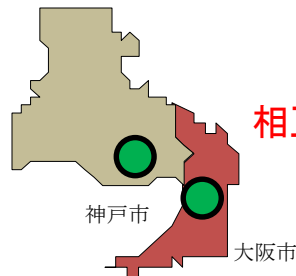
応援機体	2機 千葉市	2機 京都市	3機 北九州市・福岡市	4機 横浜市・川崎市
------	-----------	-----------	----------------	---------------

- 5機以上
- 4機
- 3機
- 2機
- 1機

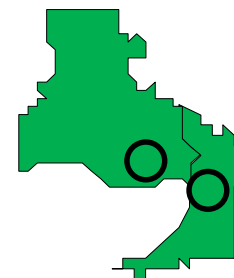
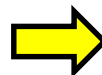


大阪府・兵庫県の協定

【協定前の政令市を除く府県域の対応機体】
 兵庫県内3機のみ（兵庫県1機、神戸市2機）
 大阪府内2機のみ（大阪市2機）



相互応援協定締結後



【協定後の対応機体】
 兵庫県内及び大阪府内
 ともに5機体制となる

※神戸市及び大阪市は、五都市協定により5機以上の応援体制

兵庫県・大阪府航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、兵庫県並びに大阪府及び大阪市（以下「大阪府・市」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用して実施する消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、兵庫県及び大阪府・市の運航するヘリが、点検又は整備中である、出動体制を整えるまでに相当の時間を要する等の理由により、出動を必要とする事案（神戸市域を除く兵庫县域内又は大阪市域及び堺市域を除く大阪府域内で発生した事案であって、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通達）の対象とならない事案に限る。以下、同じ。）に応じられない場合に行うことができるものとする。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた兵庫県又は大阪府・市（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き要請に応じるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 応援要請を行う兵庫県又は大阪府・市（以下「要請側」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしたうえで応援要請を行うものとする。

- (1) 応援の内容
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 事案発生日時、場所及び状況
- (4) 現場最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (8) 給油場所
- (9) その他消防防災業務に必要な事項

(応援の中断)

第5条 応援側は、応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、要請側と協議のうえ応援を中断することができる。

(応援の開始及び終了)

第6条 この協定に基づく応援は、応援要請を受けた後にヘリが応援側の基地を出発するときから開始したものとし、応援側の基地に帰着したときに終了したものとす。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに飛行目的を変更して応援に出動する場合は、そのときからこの協定に基づく応援が開始したものとす。

2 前条の規定により応援を中断し、ヘリを復帰させた場合は、そのときをもってこの協定に基づく応援は終了したものとす。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第7条 応援のために出動したヘリの指揮は、応援を受ける市町村長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

2 ヘリに搭乗している指揮者は、消防防災業務の実施に当たっては、前項に規定する現場最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(事故の報告)

第8条 要請側は、ヘリ又はヘリに搭乗している航空隊員等に次に掲げる事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援側に対し報告しなければならない。

- (1) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (2) 人の死傷を伴う事故
- (3) 救援対策を必要とする事故

(費用の負担)

第9条 応援に要するヘリの燃料、航空隊員等の給与及び旅費、消耗品等の費用は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する費用のうち次に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害に係る費用は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補修費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷を伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項及び第2項に定めるもの以外で応援に要した費用の負担については、その都度、応援側と要請側が協議して決定するものとする。

(情報提供)

第10条 兵庫県及び大阪府・市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、次に掲げる事項について必要な情報をあらかじめ相互に提供するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) 関係消防本部等との通信連絡方法
- (3) 保有するヘリの諸元及び性能
- (4) ヘリの点検、整備等の予定
- (5) その他円滑な応援のために必要な事項

(防災訓練等への参加)

第 11 条 兵庫県及び大阪府・市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、各々が実施する防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、兵庫県及び大阪府・市が協議して決定するものとする。

(施行期日)

第 13 条 この協定は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書 3 通を作成し、兵庫県、大阪府及び大阪府がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 10 月 1 日

兵庫県
兵庫県知事 井戸 敏三

大阪府
大阪府知事 松井 一郎

大阪市
大阪市長 吉村 洋文

現状

- 28の県で1機体制となっており、耐空検査などで長期間0機体制となることがある
 - 消防庁ヘリの増機分(5機)を除くと、平成20年ごろより増機となっていない
 - 大規模山林火災や大規模自然災害が年々増加
 - 山岳救助などの活動件数が、年々増加
- } 消防防災ヘリのニーズは高まっている

対応

- 0機体制時は関係機関との連携や隣県からの応援で、航空消防のニーズに対応
- 緊急消防援助隊派遣時などは、こうした対応が困難な場合がある
- 災害対応に遅れが生じる場合がある

提案される充実策

増加策

- 各県2機以上の運航体制導入
- 消防庁ヘリの増配置

強化策

- 県、市での共同運航(例:兵庫県・神戸市消防局)
- 警察航空隊との共同運航(例:秋田県防災航空隊)
- 消防防災ヘリの複数県での共同運航
- 耐空検査時に使用する予備機体の共有
- 全国的な新たな共同運航体制の創設
- 操縦体制の強化

他

- 補修部品の共有・共同購入

検討が必要

- 実現性の分析
- 法制上の分析
- 他の課題の分析
- その他のアイデア

消防庁ヘリコプターについて

- 大規模災害発生時は、消防庁長官が全国の都道府県知事又は市町村長に対して緊急消防援助隊の出動指示を行うこととされており、的確な出動指示のためには、災害実態を迅速に把握し、作戦を速やかに決断することが重要。このため、全国的に順次、消防庁ヘリを配備しており、平成25年度に5機体制。
- 消防庁ヘリコプターの配備に当たっては、国が責任を果たすために自ら保有し、地方公共団体に無償で使用させることとし、消防組織法第50条の無償使用制度により整備を行っている。

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
					
配備先	東京消防庁	京都市消防局	埼玉県	宮城県	高知県
機種	ユーロプター社 (仏) AS365N3	ユーロプター社 (仏) AS365N3	レオナルド社 (伊) AW139	ユーロプター社 (仏) AS365N3	レオナルド社 (伊) AW139
配備年度	平成17年度	平成23年度	平成23年度	平成25年度	平成25年度
配備理由	・消防庁所在地管轄 ・消防庁職員現地派遣	・西日本24時間 365日運航	・首都圏2機体制 ・山岳域活動可能 高出力ヘリ	・東北地方24時間 365日運航 ・東日本大震災 損失ヘリ補填	・中・四国地方24 時間365日運航 ・南海トラフ地震 早期情報収集

